

令和5年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

このたびの大綱では、指定都市市長会が強く求めてきたとおり、コロナ禍における経済対策として実施された土地に係る固定資産税の負担軽減措置が令和4年度限りとされ、令和5年度は負担の均衡化に向け既定の負担調整措置を実施することとされました。

また、国際合意に則った法人課税（所得合算ルール分）では、法人税と併せて地方交付税の原資となる地方法人税も課税されることとなり、地方自治体への配分が認められました。

関係者の皆さまの御尽力に感謝申し上げます。

地方消費税ではインボイス制度の導入において、中小・小規模事業者等の負担軽減を講じつつ、制度の円滑な導入を図り着実に実施されることとなりました。地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であるため、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図られますようお願いいたします。

地方創生をより一層推し進めていくためには、地方税財源の拡充強化と地方分権改革を同時に進めていくことが重要です。国において、地域特性に応じた多様な大都市制度の早期実現並びに大都市の実態に即応した税財政制度の確立を推し進めていただくことを要望します。

指定都市は、圏域の中核都市として、国や他の地方自治体と連携・協力し、日本経済の持続的な成長や地方創生の一層の推進、SDGsの達成に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たしてまいります。

令和4年12月16日
指定都市市長会会長

久元 喜造